

集中治療専門医制度施行細則
(暫定(旧)集中治療専門医制度施行細則)

- 注1：暫定(旧)細則の審査対象は、新規に専門医の認定を受けようとする方のみです。2016年の申請者は、暫定経過措置として暫定(旧)細則(甲区分のみ)もしくは新細則のいずれの資格でも受験可能です。ただし別表1の専門医をお持ちの方は、基本的に新制度で申請することをご検討ください。
- 注2：その他、業績などについて、判断に困った場合は事務局(専門医審査委員会)にお尋ね下さい。
- 注3：専門医認定の更新、研修施設の認定および認定の更新については、関連条項に取り消し線を引いております。

第1章 集中治療専門医制度の施行ならびに運用

- 第1条 集中治療専門医制度委員会(以下、「制度委員会」とする)は、集中治療専門医制度規則および施行細則の運用を管理し、運用にあたって生じた疑義を処理する。
- 第2条 集中治療専門医審査委員会(以下、「審査委員会」とする)は、集中治療専門医ならびに集中治療専門医研修施設の認定およびその更新に関する業務を担当する。

第2章 集中治療専門医認定申請資格の基準

- 第3条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、規則第7条に定める以外に、次の項を満たしていなければならない。
1. (甲) 一般社団法人日本集中治療医学会(以下、日本集中治療医学会)の認定する集中治療専門医研修施設において通算3年以上の勤務歴、うち連続して12週間以上の専従歴*を有すること。
 2. (乙) ~~別表1-1に指定する専門医(あるいは認定医等)の資格を有し、日本集中治療医学会の認定する集中治療専門医研修施設において通算2年以上の勤務歴を有すること。~~
 3. (丙) ~~別表1-2に指定する専門医(あるいは認定医等)の資格を有し、日本集中治療医学会の認定する集中治療専門医研修施設において通算3年以上の勤務歴を有すること。~~

※は申請書を参照

第3章 集中治療専門医認定の審査

- 第4条 集中治療専門医認定審査は、書類審査と筆記試験による。
- 第5条 書類審査および筆記試験は審査委員会が担当する。

第4章 集中治療専門医認定の申請書類

第6条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、次に定める書類を審査委員会に提出しなければならない。

1. 集中治療専門医認定申請書。
2. 業績目録。

~~3. 細則第3条2(乙)の条件を満たし申請するものは、指定する学会の専門医等の認定証書の写し。~~

~~4. 細則第3条3(丙)の条件を満たし申請するものは、指定する学会の専門医等の認定証書の写し。~~

第5章 業績目録

第7条 集中治療専門医の認定を得ようとする者は、集中治療専門医認定申請書の業績目録に、最近5年間の業績を記載すること。ただし、記載された業績は次の項目を全て満たされなければならない。

1. 学術論文については、集中治療に関する論文であること。申請者が筆頭者であるもの（原著、総説あるいは症例報告、短報）を1編以上含めて、主な論文3編以上を記載する。なお、記載論文のうち主な3編については別刷を添付すること。
2. 学術集会発表については、集中治療に関する内容であり、申請者が筆頭者として発表したもの3題以上を記載する。なお、そのうち1題以上は日本集中治療医学会学術集会において発表したものとする。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。
3. 学術集会出席については、日本集中治療医学会学術集会2回以上と地方会2回以上の出席が必要である。また、学術集会出席証明は出席証明書をもって行う。

第6章 集中治療専門医研修施設における従事歴の証明

第8条 集中治療専門医の認定を得ようとするものは、集中治療専門医認定申請書の集中治療従事歴記載事項について、従事した施設ごとに病院長および集中治療施設責任者の証明を得なければならない。

第7章 集中治療専門医研修施設の基準

~~第9条 規則第16条に定める集中治療専門医研修施設は、次の各項目の条件を具備していなければならない。~~

- ~~1. 当該医療施設の中央部門であること。~~
- ~~2. 日本集中治療医学会が認定する集中治療専門医が1人以上、専従していること。~~
- ~~3. ベッド数4床以上を専有していること。~~
- ~~4. 厚生労働省施設基準に加えて、CT、血液浄化装置を当該病院内に有すること。~~

第8章—集中治療専門医認定の更新

第10条—集中治療専門医認定の有効期限の満了にともない、引き続き集中治療専門医の認定を得ようとするものは、次に定める申請書類を審査委員会に提出しなければならない。

1. 集中治療専門医認定更新申請書。
2. 過去5年間の日本集中治療医学会会費納入の証明。
3. 業績目録

業績目録には、制度委員会が定める別表2の配点法に従い、学術集会出席にかかわる単位数が20単位以上、集中治療に関する学術集会発表と学術論文にかかわる合計単位数が20単位以上、総合計40単位以上の業績を記載しなければならない。

1) 学術集会出席

申請者は日本集中治療医学会学術集会1回以上と、地方会1回以上の出席が必要である。学術集会出席証明は、出席証明書をもって行う。

2) 学術集会発表・学術論文

学術集会発表は、日本集中治療医学会学術集会で1題（共同発表可）以上が必要である。学術集会発表証明は学術集会抄録をもって行う。学術論文（共著可）は別刷を添付すること。

第9章 申請内容についての直接審査

第11条 審査委員会は、必要に応じて、提出された申請書類の内容について申請者に対して直接に説明を求めることができる。

第10章—認定更新における実績の評価

第12条—集中治療専門医および集中治療専門医研修施設の認定更新申請書類には、認定を受けた日から過去1年間まで遡った実績を記載することができる。

第11章—集中治療専門医研修施設の認定および認定の更新

第13条—集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設、ならびに有効期限の満了にともない引き続き集中治療専門医研修施設の認定を得ようとする施設は、次に定める申請書類を審査委員会に提出しなければならない。

1. 集中治療専門医研修施設の認定申請書あるいは認定更新申請書。
2. 当該施設の責任者である集中治療専門医の集中治療専門医認定証書の写し。
3. 都道府県知事の特定集中治療管理加算の認可証書の写し。
4. 当該集中治療施設の見取図、備品、設備、医療機器一覧表。
5. 勤務医師および看護師の構成と勤務体制。
6. 集中治療専門医の当直業務を含む集中治療室での勤務表。
7. 過去1年間の症例数と、そのうち重症30例の治療概略の一覧表。

~~第 14 条 審査委員会は、申請書類審査の後、申請施設の現地審査を実施し、これらの審査結果に基づいて、集中治療専門医研修施設としての適否を判定する。~~

第 12 章 集中治療専門医および集中治療専門医研修施設の申請と審査料

第 15 条 申請者は毎年、審査委員会が定めた月日までに、申請書類を提出しなければならない。

第 16 条 申請には次の審査料が必要である。

集中治療専門医認定に関する書類審査料 10,000 円（消費税別）

集中治療専門医認定に関する試験審査料 30,000 円（消費税別）

~~集中治療専門医認定の更新に関する審査料 20,000 円（消費税別）~~

~~集中治療専門医研修施設の認定に関する審査料 30,000 円（消費税別）~~

~~集中治療専門医研修施設認定の更新に関する審査料 10,000 円（消費税別）~~

第 17 条 既納の審査料は返却しない。

第 13 章 登録料

第 18 条 集中治療専門医認定証書の交付を受けるものは、登録料として 20,000 円（消費税別）を納入しなければならない。

第 19 条 既納の登録料は返却しない。

第 14 章 例外処置

~~第 20 条 審査委員会は、規則第 11 条の規定にかかわらず、病気、その他のやむを得ない理由があると認めるものについては、集中治療専門医認定の有効期限を若干延長することができる。~~

~~第 21 条 審査委員会は、満 65 歳以上の申請者については、集中治療専門医の認定更新に当たって審査を免除する。~~

第 22 条 審査委員会は、外国において集中治療に専従し、細則の第 3 条と同等以上の臨床経験を有するものは、集中治療専門医の審査を行うことができる。当該施設で集中治療に従事したことを証明した書類を添付する。また、証明された期間を臨床経験として認める。外国施設での集中治療研修歴については通算 3 年以上を有し、申請時に日本集中治療医学会会員であることを要件とする。

第 15 章 補則 I

~~第 23 条 細則第 3 条および第 6 条にいう本学会の指定する学会の認定称号と、申請に必要な研修期間を、別表 1 に定める。~~

第 16 章 補則 II

~~第24条 細則第10条3にいう業績にかかわる単位数は、別表2に定める配点法に従うものとする。~~

第17章 補則Ⅲ

第25条 この細則は制度委員会、理事会の議を経て変更することができる。

付 則 この細則は、1994年2月23日に制定し、1995年4月1日から施行する。
この改定は、1997年2月14日から施行する。
この改定は、1998年1月9日から施行する。
この改定は、2000年1月7日から施行する。
この改定は、2001年1月6日から施行する。
この改定は、2002年2月27日から施行する。
この改定は、2004年3月5日から施行する。
この改定は、2005年10月3日から施行する。
この改定は、2008年1月1日から施行する。
この改定は、2008年2月13日から施行する。
この改定は、2010年3月3日から施行する。
この改定は、有限責任中間法人日本集中治療医学会の法人成立日から施行する。
この改定は、2013年2月27日から施行する。
この改定は、2016年1月1日から施行する。